

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（国土地盤情報データベースへの登録）

第11条 受注者は、地盤情報（機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果）について「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

- 2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って、成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。

- 3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

「【別紙】道路盛土の地質調査業務委託 特記仕様書」によるものとする。

道路盛土の地質調査業務委託 特記仕様書

第1章 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という）は、「令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領」及び「令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検 対策工検討のための詳細調査、対策の進め方」（国土交通省）を基に、委託対象地域の道路盛土の安定性照査に必要な地盤情報を得るものである。

第2章 総則

1.1.適用

本特記仕様書は「R7阿土 小勝島公園線他 阿南・橘他 地質調査業務」に適用するものとする。

1.2.費用の負担

業務の検査等に伴う費用は本特記仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

1.3.法令等の遵守

受託者は業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1.4.中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.5.秘密の保持

受注者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6.安全の確保等

現地ボーリング調査等の作業等においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。また、調査後は整理清掃を行い、現状復旧努める。

1.7.提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたって本町の契約約款に定めるものの外下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.8.管理技術者

受託者は管理技術者を配置し業務全般にわたり技術的管理を行わせなければならない。管理技術者の要件を下記に示す。

- ・技術士（土質及び基礎） ・RCCM（土質及び基礎） ・地質調査技士

1.9.工程管理

受注者は工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

1.20 関係官公庁等との協議

受託者は関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは誠意をもってこれに当たり、この内容を遅延なく発注者に報告しなければならない。

1.21.証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は受注者の申請による。

1.22.疑義の解釈

本特記仕様書の定める事項について疑義を生じた場合又は本特記仕様書に定めのない事項については監督職員との協議の上定めるものとする。

1.23.成果品の審査及び引き渡し

- (1)受託者は成果納品後に本町の成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品審査において訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。
- (3)成果品審査に合格後、本特記仕様書に指定された物品を納品することをもって業務完了とする。
- (4)業務完了後において明らかに受託者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受託者は速やかに瑕疵を修正しなければならない。

第 3 章 業務内容

本業務の内容は下記の通りである。なお、地質調査内容の詳細については、委託者と協議の上決定するものとし、業務内容の変更が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象とする。

- ① ボーリング調査
- ② 標準貫入試験
- ③ 簡易動的コーン貫入試験
- ④ 現場密度試験
- ⑤ 室内土質試験
- ⑥ 地下水位観測
- ⑦ 解析等調査業務
- ⑧ 解析等調査業務（軟弱地盤解析）
- ⑨ 打合せ協議
- ⑩ 報告書作成

3.1.ボーリング調査

ボーリング調査は、回転式ボーリング機械を使用し、孔径 $\phi 66\text{mm}$ （オールコア）により、地層の構成・分布の確認を行う。ボーリング位置は担当監督員と事前に協議し決定する。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ（掘り止め深度）等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

なお、機械ボーリングにおける土質及び岩盤の契約分類は次のとおりとするが、詳細は委託者と協議の上、決定するものとする。

表-1 土質分類

土及び岩分類	説明
シルト及び粘土	細分類は日本統一土質分類とする。
砂及び砂質土	〃
礫混じり土砂	$\phi 75\text{ cm}$ 以下の礫及び玉石を含む土砂
玉石混じり土砂	$\phi 75\text{ cm}$ 以上の玉石及び転石を含む土砂
軟岩（Ⅰ）	土木工事共通仕様書の岩分類による。
軟岩（Ⅱ）	〃
硬 岩	〃

3.2.標準貫入試験

標準貫入試験は、JIS A 1219 に準拠して深さ 1 m ごとに実施する。

3.3.簡易動的コーン貫入試験

簡易動的コーン貫入試験は地盤工学会基準 JGS1433-2003 に基づいて実施する。試験箇所については、協議の上決定するものとする。

また、試験は $N_d > 50$ 以上となる深度まで行い、試験孔を利用して触診式水位計により水位を計測するものとする。

3.4.現場密度試験

現場密度試験は地盤工学会基準 JGS A1210 に基づいて実施する。試験箇所については、協議の上決定するものとする。

3.5.室内土質試験 室内土質試験は下記の基準に基づいて実施する。

- ・土粒子の密度試験----- JIS A 1202
- ・土の含水比試験----- JIS A 1203
- ・土の粒度試験 ----- JIS A 1204
- ・土の三軸圧縮試験----- JIS A 1216

なお、土の三軸圧縮試験は CU（間隙水圧測定を含む）とする。

また、対象土層は盛土層とし、現場密度試験によって得られた湿潤密度に合わせて室内にて供試体を作成し行うものとする。

3.6.地下水位観測

地下水位観測は調査ボーリング孔を利用し、補孔管により観測孔を設置し、自記水位計による 3 ヶ月間/孔の観測を行うものとする。

3.7.解析等調査業務

1)既存資料の収集・現地踏査

調査に先立ち既存調査資料、周辺地質データの収集を行う。また、現地を踏査し制約事項、危険要因を抽出し安全管理に努める

2)資料整理とりまとめ

各種計測結果の評価及び考察（異常データのチェックを含む）、試料の観察、ボーリング柱状図の作成を行うものとする。

3)断面図等の作成

地層及び土性の判定、土質及び地質断面図の作成（着色を含む）を行うものとする。

3.8.解析等調査業務（軟弱地盤解析）

軟弱地盤解析は「道路土工 盛土工指針」及び「道路土工 軟弱地盤対策工指針」に則り、地震時及び常時の安定検討及び FL 法（簡便法）による盛土及び基礎地盤における液状化判定を行うものとする。

3.9.打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。

3.10.報告書作成

業務内容について、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

3.11.測量業務

測量業務は対象となる盛土のり面の横断測量とし、その断面形状およびボーリング調査地点の座標を正確にとらえるものとする。

第 4 章 成果物

本業務の成果物は下記の通りとする。

- (イ) 報告書（紙媒体） 1 部
- (ロ) 電子データ(CD-R) 1 部
（報告書の pdf、CAD データ(ファイル形式は協議による)）
- (ハ) 土質標本..... 1 式